

平成31年海津市議会第1回定例会

◎議事日程(第4号)

平成31年3月19日(火曜日)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

◎出席議員(15名)

1番	里 雄 淳 意 君	2番	二ノ宮 一 貴 君
3番	松 岡 唯 史 君	4番	松 田 芳 明 君
5番	浅 井 まゆみ 君	6番	伊 藤 誠 君
7番	橋 本 武 夫 君	8番	飯 田 洋 君
9番	伊 藤 久 恵 君	10番	六 鹿 正 規 君
11番	藤 田 敏 彦 君	12番	川 瀬 厚 美 君
13番	服 部 寿 君	14番	水 谷 武 博 君
15番	赤 尾 俊 春 君		

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	福 田 政 春 君
教 育 長	中 野 昇 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	中 島 哲 之 君
市民環境部長	寺 村 典 久 君	健康福祉部長	近 藤 敏 弘 君

健康福祉部次長 (施設担当)兼 サンリバーはつらつ 事務局長	加 賀 慎 治 君	産業経済部長	林 真 治 君
建設水道部長	菱 田 一 義 君	危機管理局 危機管理監 監察室長	白 木 法 久 君
教育委員会 事務局局長	伊 藤 一 人 君	会計管理者	長谷川 誠 君
監査委員事務局 公平委員会 事務局書記長	神 田 勝 広 君	農業委員会 事務局局長	石 原 敏 彦 君
消 防 長	伊 藤 定 巳 君	総務部総務課長 選挙管理委員会 事務局書記次長	近 藤 康 成 君
総 務 部 企画財政課長	近 藤 三喜夫 君	総務部税務課長 徴収対策室長	水 谷 守 宏 君
教育委員会事務局 学校教育課長兼 教育研究所長	日 比 光 治 君		

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	伊 藤 尚 幸	議会事務局 議会総務課長 議会調査係長	米 山 一 雄
議会議務局 議事総務課 議事係長	渡 辺 美 香		

◎開議宣告

○議長（赤尾俊春君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（赤尾俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において3番 松岡唯史君、4番 松田芳明君を指名します。

◎一般質問

○議長（赤尾俊春君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条のただし書き及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。なお、質問者は質問席にて行い、答弁者は、初めは壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いをいたします。

再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解願います。

◇ 里 雄 淳 意 君

○議長（赤尾俊春君） 最初に、1番 里雄淳意君の質問を許可します。

里雄淳意君。

[1番 里雄淳意君 質問席へ]

○1番（里雄淳意君） それでは、議長の許可をいただきましたので、1点質問をさせていただきます。

要旨、新しい公金収納方法を採用してはどうか、質問相手は市長です。

先般、私と同年代の方から、クレジットカードで住民税（市民税・県民税）を納められるようになりませんかとの御意見をいただきました。理由を尋ねてみると、ふだんから現金よりもキャッシュカードを利用されることが多いそうで、またその方の言葉をそのままお伝えすると、税金を納めても何のメリットもないのだから、せめてクレジットカード決済でポイントぐらいもらえればとのことでした。税金を納めて個人の恩恵を求めることは本来ではないと言えるかもしれませんが、逆に言えば、ポイントがつくことが恩恵になるということに気づかせていただきました。

私にはクレジットカードで住民税を納めるという発想は全くなかったため、クレジットカードによる住民税の納付について調べてみますと、法的には2004年6月に行われた第5次構造改革特区の提案に対する国の回答では、税金のクレジットカード納付が現行法制度のもとで可能であるとの見解が示されており、岐阜県下では、2017年11月の時点で美濃加茂市、各務原市、可児市、下呂市、御嵩町の5つの自治体でクレジットカード納付が導入されています。

現在、クレジットカードは、会員数約2億7,000万人、年間取扱高約58兆円に達し、国民生活に深く根づいたものとなっており、今後はキャッシュレス化の推進や消費増税によりクレジットカードが一層普及することが考えられます。

また、これまで公金の収納は、行政窓口のほかには金融機関だけで行われてきており、口座振替制度を利用されていない方は、休日や夜間の取り扱いがないため、平日の昼間に行政窓口や金融機関に出向かなければならないという不便さがありました。本市では公金のコンビニ納付が導入されており、この不便さは幾らか解消されたと思いますが、クレジットカード納付を導入すれば、自宅にいながら24時間決済が可能になり、納税者の方の利便性が格段に向上するのではないかと思います。

しかしながら、クレジットカード納付には課題もあり、納税者の利便性の向上ということだけではなく、費用対効果の点も含めて導入を考えなければならないと考えます。

まず、課題として考えられるのは、システムを導入するに当たってのコスト面ですが、クレジットカード決済は、ASP（アプリケーションサービスプロバイダー）サービスとなるため、導入コストとランニングコストを抑えることが可能であると言われています。そして、クレジットカード決済の最も大きな課題となるのが「1%の壁」と言われるカード会社に支払う手数料であります。クレジットカード納付を導入した自治体でも、この1%の壁を克服するためにさまざまな検討がなされています。中には手数料を利用者負担にしている自治体もあれば、クレジットカード収納は立てかえ払いなので確実な入金が可能であることにより、納税通知書の作成、未納者の管理、電話催告、督促状や滞納のお知らせの発送などの事務経費等を勘案して、手数料全額を自治体が負担しているところもあります。

クレジットカード納付の導入に際しては、手数料の利用者負担も含め、どのような負担先を決定していくかということが大きな課題となりますが、納税者のライフスタイルの多様化に対応した収納方法の拡大により納税者の利便性の向上が図られることや、また収納事務の軽減、業務改革など、手数料負担を上回る効果も期待され、結果、収納率が向上するという可能性を十分に秘めていると思います。新たな公金収納の導入を積極的に検討してみてもどうかと考えますが、いかがでしょうか。

(1)そこで、まず市町村税の本市における現状についてお尋ねします。

- ①最近の住民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税の収納率。
- ②それぞれの口座振替での納付、行政窓口・金融機関での納付、コンビニ納付の割合。
- ③コンビニ納付の導入以前と導入以降の収納率。
- ④未納者への督促状などに係る事務経費。

(2)クレジットカード納付やマルチペイメントネットワーク（MPN）など、新たな公金収納の採用によって収納率の向上を図れるのではないかと思います。どのようにお考えになられますか。

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 里雄淳意議員の新しい公金収納方法を採用してはどうかの御質問にお答えします。

1点目の市町村税の本市における現状についての最近の住民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税の収納率につきましては、平成29年度の現年度課税における収納率は、市民税が98.69%、固定資産税が98.19%、軽自動車税が97.70%、国民健康保険税が94.58%で、ここ10年で約1.3%上がっております。

次に、口座振替による納付、行政窓口・金融機関での納付、コンビニでの納付の割合につきましては、口座振替納付、窓口納付、コンビニ納付の順に、市民税は57.75%、24.79%、17.46%、固定資産税は56.77%、37.65%、5.58%、軽自動車税は40.54%、29.38%、30.08%、国民健康保険税は75.58%、14.85%、9.57%であります。

次に、コンビニ納付の導入以前と導入以降の収納率につきましては、コンビニ納付は平成21年4月より導入しており、導入以前の平成20年度の収納率は、市民税が97.25%、固定資産税が96.82%、軽自動車税が97.05%、国民健康保険税が93.58%で、導入後の平成21年度の収納率は、市民税が0.25%増の97.50%、固定資産税が0.13%増の96.95%、軽自動車税が0.31%増の97.36%、国民健康保険税が0.53%減の93.05%で、国民健康保険税を除き収納率が上がりました。また、直近の平成29年度と比較しますと、市民税は1.44%増、固定資産税は1.37%増、軽自動車税は0.65%増、国民健康保険税は1.00%増と、全ての税目で収納率が上がっており、コンビニ収納の導入効果があったものと考えております。

最後の未納者への督促状などに係る事務経費につきましては、郵送代、用紙代、印刷代などを含めますと、1枚当たり約100円となります。そのため、督促状には100円の督促手数料を徴収しております。

2点目のクレジットカード納付やマルチペイメントネットワークなど新たな公金収納の採用によって収納率の向上を図れるのじゃないかにつきましては、現行の収納システムの改修

や費用対効果などの課題もありますが、納税者の利便性を向上させるために納税しやすい環境を整えることも必要であると認識いたしております。

そのため、新たな取り組みとして、スマートフォン決済アプリを利用した収納サービス「ペイビー」を検討しております。ペイビーは、スマートフォン専用のアプリをダウンロードし、スマートフォンのカメラ機能でコンビニ収納用のバーコードを読み取ることでアプリに登録した金融機関口座等から簡単に納付できるもので、現行のコンビニ収納のシステムを利用できることから、システム改修費用が抑えられ、納税者がいつでもどこでも支払いができるといった利便性があるため、全国的に導入する地方自治体がふえており、今後、本市としましても、費用対効果を鑑みながら、このペイビーや議員仰せのクレジットカード等の新たな公金収納の採用に向けて検討してまいりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上、里雄淳意議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問はございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） ありがとうございます。

まず1点目について、今、御説明いただいたんですが、平成29年度の市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の本市における納付率について、市民税は約98%、固定資産税は98%、軽自動車税は97%、国民健康保険税は94%とお聞きして、率直な感想として非常に高い納付率でないかなということを感じたんですけれども、私にはちょっと他と比較する材料がございませんので、もし全国平均がわかれば教えていただけませんか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部税務課長兼徴収対策室長 水谷守宏君。

○総務部税務課長兼徴収対策室長（水谷守宏君） 全国平均の件ですけれども、総務省のホームページによりますと、平成28年度の全国市町村徴収実績が記載してありましたので報告をさせていただきます。

まず、市町村民税ですけれども、99.19%、軽自動車税が97.63%、国民健康保険税が92.81%でございます。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） ありがとうございます。大体全国平均ぐらいだということでありまして。

本市では平成21年4月からコンビニ納付を導入して、平成29年度では軽自動車税は0.65%の増ですけれども、その他では1%以上の納付率が上がっているということでありまして、

パーセンテージですと具体的なちよっとイメージが湧きませんので、4つの税額の1%というところどれくらいの金額になりますか、おおよそで結構でございます。

○議長（赤尾俊春君） 税務課長 水谷守宏君。

○総務部税務課長兼徴収対策室長（水谷守宏君） 1%の税額がどのくらいかということですが、平成29年度の実績の数字で述べさせていただきますと、市・県民税が約1,600万円、固定資産税が約2,000万円、軽自動車税が約100万円、国民健康保険税が約1,100万円でございます。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ありますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） そうしますと、全合計しますと約5,000万ほど、1%ということで、1%上がるというのはすごいことなんだなということを感じさせていただいたわけでありましてけれども、今、コンビニ納付を平成21年から導入されているということでありましてけれども、全ての公金がコンビニ納付ができるのでしょうか。もし、できないものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 税務課長 水谷守宏君。

○総務部税務課長兼徴収対策室長（水谷守宏君） コンビニ納付ができない料は、介護保険料と後期高齢者、その2つはコンビニ納付ができません。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ありますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） 介護保険料と後期高齢者の保険料ですか、済みません、ちょっと正確に、聞き逃したんですが、それができない理由というのは何かあるのでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 税務課長 水谷守宏君。

○総務部税務課長兼徴収対策室長（水谷守宏君） システムの関係上、この2つはコンビニ納付ができないということでございます。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ありますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） ありがとうございます。

できるだけ、コンビニ納付というものを導入しておるので、システム上できないということなら、かなり難しいのかもしれませんが、全てのものをコンビニ納付ができるように検討いただけたらということをお願いします。

それと、今お答えいただいた督促状に関することではありますが、郵送費、印刷代、用紙代で1枚約100円経費がかかるということではありますが、全額でどれくらいかかっておりますか。直近の数字で結構でございます。教えてください。

○議長（赤尾俊春君） 税務課長 水谷守宏君。

○総務部税務課長兼徴収対策室長（水谷守宏君） 平成29年度の督促状の発送件数ですが、合計で1万3,792件でございますので、100円かかりますので、掛ける100で137万9,200円かかっております。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） やっぱりこういう、どうしても自治体というと分母が大きくなるのですごい額だなということを今感じるわけでありましてけれども、そして督促状を出すことによって納付される割合というのはどれくらいございますでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 税務課長 水谷守宏君。

○総務部税務課長兼徴収対策室長（水谷守宏君） 平成29年度の実績により、48.29%が納められております。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） ありがとうございます。

それでは、2点目の新たな公金収納の導入についてお尋ねをいたします。

今、共働きの家庭とか、いろいろ生活様式が多様化しております。そういう現状に沿った納税環境をつくるということは非常に大切なことだと思うわけではありますが、ただいま新たな取り組みとしてスマートフォン決済アプリ「ペイビー」について説明いただきました。恐らくこれを導入されることも検討されておるということで説明をいただいたんだろうと思うんですが、現行のコンビニ収納のシステムを利用するため、システム改修費用が抑えられるという御説明でありましたが、そのあたりも含めてペイビーについて詳細を教えてくださいませんか。

○議長（赤尾俊春君） 税務課長 水谷守宏君。

○総務部税務課長兼徴収対策室長（水谷守宏君） ペイビーの初期費用でございますが、先ほど述べさせていただきましたコンビニ収納のバーコードを利用しますので、システム改修としては、税抜きでございますが32万円ほどかかります。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[1 番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1 番（里雄淳意君） 32万ということで、しかもスマートフォンで決済できるというのは非常に魅力的でありますし、利用したいと思われる方も数多くいらっしゃると思われま。ぜひ新たな公金収納方法として採用いただけたらと、御検討をいただけたらと思います。

次に、クレジットカード納付についてお尋ねしますが、まず確認であります。今回質問させていただいておるクレジットカード納付というのはインターネット上での決済でありまして、銀行窓口、行政窓口でクレジットカードをスライドしたり、差し込んだりする決済、いわゆる端末による納付ということではありませんので、まず最初にその点を確認させていただきたいと思。インターネット上での納付と、決済ということでございます。

先日、大垣市のホームページを見ておりましたら、大垣市でも平成30年からインターネットバンキングで納付できるようになりまして、スタートしております。クレジットカード、インターネットバンキングのどちらも24時間、いつでもパソコンやスマートフォンを使って住民税、固定資産税、大垣には都市計画税というものもあるみたいですが、あと軽自動車税を納めることができるようになっておりました。

通告書には2017年11月の時点でのクレジットカード納付を導入している自治体を書かせていただいておりますが、現在、岐阜県下でクレジット納付を導入している自治体がわかれば教えてください。

○議長（赤尾俊春君） 税務課長 水谷守宏君。

○総務部税務課長兼徴収対策室長（水谷守宏君） 岐阜県下21市の調査になりますが、クレジットカード納付自治体ですが、大垣市、関市、それから羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、本巣市、瑞穂市、下呂市の計9市でございます。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[1 番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1 番（里雄淳意君） となりますと、私のデータは古かったんですが、1年余りで4つ新たに市が導入しておるということであります。それだけクレジットカード納付のニーズがあるということだと思。うんですけれども、やっぱり導入に際して、私も通告書に書かせていただいておりますが、クレジットカード納付のメリットとデメリットというものがあると思。います。その辺についてどのようにお考えになっておられるでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 税務課長 水谷守宏君。

○総務部税務課長兼徴収対策室長（水谷守宏君） 導入メリットといたしましては、当然、納税環境の拡充により納税しやすい環境が整います。納税者の利便性の向上、それから市民サ

ービスの向上、それから時間にとらわれずに納付ができるということがメリットだと思っております。

それからデメリットですけれども、行政側からいたしますと、システム改修費用やシステムの使用料、決済手数料がかかるということと、クレジット納付したことを忘れてコンビニや金融機関で二重納付をされる方が見えるそうですので、そういうのがデメリットだと思っております。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） 利便性が向上するという大きなメリットもあるわけでありまして、その分、やっぱりお金がかかるということがデメリットのようであるわけでありまして、いい面、悪い面、やっぱりあるわけでありまして。

導入費用について私の調べる限りでありますけれども、いろんな自治体がヤフー公金システムという、こういうものを導入されております。これは非常に、その資料を見てみますと、初期の導入費用が低額で済むと、そのように書いてあるんですけれども、ヤフー公金システムについては調べられたでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 税務課長 水谷守宏君。

○総務部税務課長兼徴収対策室長（水谷守宏君） ヤフー公金システムでございますが、当市は日本電子計算のシステムを使っておりますので、そのシステム改修費として税抜きで350万円、それから日本電子計算に対します保守費用料が税抜きで月額2万円、それからヤフーに月額1万5,000円ほど、保守料といいますか、それがかかるみたいです。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 里雄淳意君。

○1番（里雄淳意君） ありがとうございます。

結構かかるもんだなと、こう思います。それに比べて、ペイビーというのは低予算でそういう新たな公金収納という選択ができる。ペイビーというのはすぐれたものだということを感じるわけでありまして、ASPという、これはうまく説明できませんので、うまく説明してある文書を引用させていただくんですが、ASPというものを利用すると、非常に初期の導入費用がかからないということがいろんなものにかかれております。

これはどういうものかといいますと、ASPというのはアプリケーションサービスプロバイダーという、これを略した言葉です。ソフトウェアを実行するためのプログラムデータを

インターネット上のクラウドに置き、インターネット回線を通じてプログラムデータにアクセスしてソフトウェアを利用できるようにした仕組みのことをいいます。一昔前まではソフトウェアといえばパソコン本体1台ずつにインストールして利用するのが主流でしたが、インターネットの高速化に伴い、ASPサービスがどんどん普及しています。個々にプログラムデータを保有しなくてもよくなったことで、ASPサービスはハードウェアとソフトウェアの関係性を変化させたと言えるかもしれません。このASPということがよく出てくるわけであり、クレジット決済というものを調べるとですね。これまでのイメージでいいますと、プログラムデータというのは各パソコンにインストールするということですね。そして、それぞれのパソコン上で実行すると。多分今、システム改修の350万というのはこちらだと思んですが、ASPサービスというのはプログラムデータをクラウド上に保存すると。今、スマホの写真なんかもそうです。この機械にはないわけで、クラウド上に保存されておると。そして、それをインターネット上でアクセスして使用するという、こういうシステムを利用すると非常に低額でクレジットカード決済が利用できるという、そういう情報、そういう資料も私は見たんですが、これはすぐお答えいただくということではありません。一遍ASPというものを研究していただけたらなと、そのように思います。

それから、手数料がやっぱり大きな問題となると思います。ポイントは簡単にもらえるというわけではなくて、大垣市でもクレジットカード決済の手数料は、やっぱり支払い者のほうが負担するというふうになっておりまして、1円から1万円までは54円、1万1円から2万円が162円、2万1円から3万円が270円、3万1円から4万円が378円、4万1円から5万円が486円と、以降1万円ふえるごとに108円、納税者の方が負担なさるといって、こういう決まりになっておるそうです。

ちなみに、ネットバンキングですと、1件54円の手数料負担が大垣のほうでもかかるそうです。

こういうことを思いますと、ただ単にポイントがもらえるからクレジットで納めたいという、大体ポイント分が手数料になっておるわけでありまして、やっぱりこの辺もいろいろ検討して、利便性が向上するということは何よりも大切でございますけれども、そのために多くの税金を使ってシステムを改修したり、その辺の費用対効果ということは非常に大事になってくると思いますので、よくまた御検討いただけたらと、そのように思いますし、クレジットカード納付の導入によって収納事務とか業務改革、収納事務の軽減、そういうものの業務改革ということが考えられると思います。手数料負担を上回る大きな効果もあるのではないかと、このように言われておりますし、やっぱり納税される方の利便性の向上の実現ということをまず第一に考えていけたらなと、そういうことをお願いしたいと思います。

また、今回の定例会の施政方針で市長さんが事務事業の見直しを初めとする行政改革を今

以上に勇気を持って取り組み、思い切った改革を実現させないことには将来に大きな禍根を残すことにもなりかねません。また、厳しい状況下にあつてこそ全事務事業をゼロベースで見直し、新たな活力の創造に向け、総力を挙げて困難に立ち向かい、乗り越えていかなければなりませんと述べられております。行政改革を今以上に勇気を持って取り組むと、そして思い切った改革を実現する、それから全事務事業をゼロベースで見直すと、このようことをおっしゃっていただきました。ぜひ新たな公金収納方法を積極的に採用していただけたらなと、そのように思います。

最後に、確定申告の大変忙しい時期ということを私は認識しておらず、質問の時期をちょっと間違えたんじゃないかなということも少し自分の中で反省したんですけども、それにもかかわらず丁寧に御対応いただきましたことに感謝申し上げます、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） これで里雄淳意君の質問を終わります。

◇ 二ノ宮 一 貴 君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、2番 二ノ宮一貴君の質問を許可します。

二ノ宮一貴君。

〔2番 二ノ宮一貴君 質問席へ〕

○2番（二ノ宮一貴君） 議長の許可をいただきましたので、私、2点の質問をさせていただきますと思います。

1点目、情報発信の充実について、質問相手は市長であります。

2点目、スクールバス運行について、質問相手は教育長であります。

では、始めます。

1点目、情報発信の充実について。

平成30年第1回定例会の一般質問で私が提案いたしました海津市公式のインスタグラムの開設について、市長から「市単独の公式インスタグラムの開設を検討するとともに、行政と市民が一体となって取り組める効果的な情報発信の手法を調査・研究する」との答弁をいただき、その後、海津市公式のインスタグラムが開設されました。市内の名所やイベント情報、市長への表敬訪問の様子などが発信されており、フォロワーも徐々にふえてきました。もちろん、私もフォローしていますし、フォロワーの一人として投稿を楽しみにしています。

現在、海津市の情報発信ツールは、このインスタグラムのほかにも、フェイスブック、市報、ホームページなどがあります。

市報では、掲載し切れない情報がある場合、QRコードからホームページにアクセスすることで詳細が見られるようになっているものもあります。ページ数に制限がある中で、より

多くの情報を発信するにはよい方法だと思います。ただ、ホームページで情報を探したが、どこに載っているのか、なかなか見つけられなかったといった声も聞かれます。来年度事業には、全ての利用者に必要な情報を探しやすく、利用しやすいホームページを提供するためとしてホームページのリニューアルが計画されていますので、しっかり進めていただきたいと思います。

また、SNSの活用では、インスタグラムとフェイスブックのどちらかでしか情報発信がされていない場合があります。SNSでの情報発信は、市報のようなページ数やコストの問題もなく、写真と文章さえそろえば数分で行えます。市の事業やイベントの告知、開催時の様子を知ってもらうために使えるツールは、全て活用すべきだと思います。

この情報発信ツールですが、市報は秘書広報課、ホームページは総務課、インスタグラムとフェイスブックは企画財政課というように幾つかの担当課が別々に管理しています。さらに、インスタグラムとフェイスブックについては、各課がおのおのに情報発信をしています。

それぞれの役割や運用の仕方の違いなど、理由があって担当課が異なっているのだと思いますが、この現状も統一した情報発信の妨げになっているのではないかと思います。

海津市の魅力やさまざまなイベントも知ってもらわなければ、そのよさも伝わりませんし、イベントに来ていただけません。市内全戸に配布されている市報はもちろん、SNSを活用した情報発信の充実が重要だと思います。

そこで、市長にお尋ねします。

1つ目、効果的な情報発信の手法の調査・研究は行っているか。また、情報発信の充実についてどう考えてみえるか。

2つ目、情報発信ツールの管理を1部署に集約してはどうか。

3つ目、SNS情報発信担当職員を配置してはどうか。

以上3点について、よろしくお願いいたします。

2点目の質問です。

スクールバス運行について。

ことし1月末に城山小学校のスクールバスが故障しました。必要な部品を発注して、修理、点検をし、運行が再開されるまでに約2週間かかりました。その間、行きは保護者が学校まで送りました。帰りは、当初、保護者による引き渡しでしたが、途中から高須小学校の児童の下校後、スクールバスを借りて下校しました。先生方や担当課の方には、急なトラブルにもかかわらず迅速な対応をしていただき、児童・保護者の負担の軽減に努めていただきました。この場をおかりして感謝申し上げます。ありがとうございました。

では、質問に入ります。

現在、市内小学校で使用しているスクールバスは、全車、市が保有しており、城山小1台、

高須小2台、大江小1台、今尾小・海西小が共有で1台の合計5台です。また、現在運行されているバスが購入されたのは、城山小が平成13年、高須小が平成7年と平成11年、大江小学校が平成27年、今尾小・海西小は平成26年です。バスの定員は、城山小76人、高須小33人と29人、大江小14人、今尾小・海西小14人です。対象学年は、城山小は全学年、その他の小学校は1・2年生です。

なお、高須小と大江小のバスは、登下校の使用以外にも校外活動の際の移動手段として、市内小・中学校の児童・生徒が使用しています。

このようにスクールバスは、児童の登下校だけでなく、校外活動の移動手段としても使用されています。来年度は、校外活動での使用をふやす計画だと聞いています。さらなるスクールバスの有効活用が期待されます。

しかし、城山小と高須小のスクールバスは、購入から20年前後が経過しており、今後、修理や更新の検討が必要になると思われます。実際に城山小のスクールバスは、最初に述べたように走行に支障が出るような故障が発生しました。今回は修理できましたが、このような故障がまたいつ起こるかわかりません。高須小のスクールバスも空調設備にふぐあいがあり、修理が必要だと聞いています。これからの季節、だんだん暖かくなり、バス車内の室温も上昇しますので、児童の体調面を考えると早急に修理をしていただきたいと思います。

また、スクールバスの運行委託先ですが、スクールバス運行が開始された経緯の違いなどから、スイトトラベル、シルバー人材センター、個人契約と、運行されるスクールバスによって異なっています。今後の運行状況によっては運転手の確保などの点で検討が必要ではないかと思います。

そこで、教育長にお尋ねします。

1つ目、現時点で修理が必要なスクールバスはあるか。ある場合、修理予定はいつか。

2つ目、スクールバスの運行委託先が異なっているが、運行に支障はないか。

3つ目、スクールバスの更新や運行委託先の変更を含めたスクールバス運行全般について今後の計画はあるか。

以上3点について、よろしく願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 二ノ宮一貴議員の1点目の情報発信の充実についての御質問についてお答えします。

海津市のさまざまな魅力やイベントを発信するためのツールとして市報やホームページを初め、ソーシャルメディアの代表的なブログ、フェイスブック、ユーチューブを活用してま

いりましたが、平成30年第1回定例会の一般質問で議員からインスタグラムの活用についての提案をいただき、検討しました結果、世界中で多くの方に支持されていること、また本市の魅力を視覚的に伝えることができ、文章では伝えにくい雰囲気やイメージも写真であれば簡単に伝えることができる非常に有効な手段であることから、昨年6月1日から「海津市公式インスタグラム」を開設し、新たな情報発信ツールとして運用しているところであります。

フォロワーも徐々にふえており、議員よりよい提案をいただきましたことと、フォローいただいていることに厚く感謝を申し上げます。

1つ目の効果的な情報発信の手法の調査・研究は行っているか、また情報発信の充実についてどう考えてみえるかにつきましては、市の情報発信力を強化するため、先進事例など情報収集に努めており、議員仰せのとおり、ことしの市報1月号からQRコードを利用してホームページへアクセスできるようにいたしました。この取り組みは、職員が他市の広報を参考に掲載することといたしました。

限りあるページ数を有効に活用するため、今後も引き続き先進自治体の広報を調査・研究して、より効率的な情報発信に努めてまいります。

また、ホームページにつきましては、来年度リニューアルを予定しております。ホームページのリニューアルに当たり、情報分類やサイト構造の見直しを行うとともに、コンテンツの充実を図るなど、全ての利用者に必要な情報を探しやすく、利用しやすい効果的な情報が発信できる本市の顔としてのホームページにするように努めてまいります。

2つ目の情報発信ツールの管理を1部署に集約してはどうかにつきましては、現在、各部署が別々に管理し、運用しております。

現在の運用につきましては、各部署で情報発信することによりイベントなどをリアルタイムに情報発信することができる反面、各部署の情報発信に対する意識の差による配信の頻度に差が生じる場合がございます。

一方、情報発信ツールの管理を1部署に集約することにより効率的に情報発信ツールを利用して配信することができますが、各種イベントや行事などの情報を担当部署から漏れなく収集し、集約できるかが課題となってくると考えられます。

情報発信ツールの管理を集約させることで情報発信を充実させることができると認識しておりますが、それぞれの運用方法に一長一短がございますので、今後、どのような運用方法がより効率的に市の魅力を情報発信し、充実できるかを検討してまいります。

3つ目のSNS情報発信担当職員を配置してはどうかにつきましては、情報発信ツールを効率的に活用することができれば、配信した情報が拡散され、広く本市の魅力を伝えられることが期待できますが、業務の一部として単純に情報を更新するだけでは、配信頻度に見合う情報拡散の効果が期待できない可能性がございます。

先ほど答弁申し上げたとおり、どのような運用方法がより効率的に情報発信が可能で充実させることができるかを検討する中で、職員につきましても、ソーシャルメディアを有効に活用できる人材を育成し、どの職員も統一的に情報発信ができるようノウハウを構築していきながら、職員の配置を考え、市のあらゆる情報発信ツールを最大限に活用して、それぞれのツールに相乗効果が得られるような情報発信を進めてまいりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上、二ノ宮一貴議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 二ノ宮一貴議員の2点目のスクールバスの運行についての御質問にお答えいたします。

初めに、1月下旬の城山小学校スクールバス臨時運休の際には、保護者の方にも一部送迎をお願いする形となり、大変御迷惑をおかけいたしましたことをこの場をおかりしておわびいたします。

車体の点検整備については、従前より運行に支障のない長期休業期間などを利用し、定期的に進めてまいりましたが、今回は運行後に警告ランプが点灯したことから、急遽整備工場での点検を実施することとし、翌朝から安全が確認できるまで運行を見合わせたものであります。点検整備の結果、現在は支障なく運行しております。

今後も点検整備を適宜行うとともに、万一に備えほかのバスによる代行運行もできるよう、あらかじめ警察に通行許可申請をするなどの対応をしてまいります。

1つ目の現時点で修理が必要なスクールバスはあるか、ある場合、修理予定はいつかにつきましては、できるだけ早い対応が必要なのは、高須小学校の登下校に使用している車体であります。運行そのものは今のところ問題ありませんが、車体は平成7年登録で、現在、空調設備が不調となっています。修理につきましては、担当課の修繕費を使用する予定になっていますけれども、費用等を考慮しつつ、空調整備の適切な修理方法を調査・検討中であり、現時点では未修理の状態であります。空調が必要になる時期までには修理が完了することを目指し、対応を進めたいと考えているところであります。

その他の車体につきましては、安全に運行できるよう常に点検しており、直ちに大きな修理が必要な状況ではありませんが、登録から20年近くたつ車体はほかにもあり、定期的な点検整備を通じて、運行に支障が出る前に適宜修繕ができるよう努めてまいります。

2つ目のスクールバスの運行委託先が異なっているが運行に支障はないかにつきましては、現状としましては、議員仰せのとおり、3事業者に委託しているところです。これは運行に使用する車体の規模や道路状況などに応じ適切に運行できる事業者への委託としております

が、現在のところ、委託先が異なることによる課題は生じてはおりません。

3つ目のスクールバスの更新や運行委託先の変更を含めたスクールバス運行全般について今後の計画はあるかにつきましては、次のような視点から多面的に検討する必要があると考えております。

1つには、車体の状況です。ここまで答弁しましたとおり、最も古い車体は平成7年登録車であり、修理が必要な箇所もふえつつあります。安全な運行そのものには今のところ支障はないと考えていますが、より確実な運行を行うには、古くなっている車体から順次更新していく必要はあると考えております。また、現在は利用する児童・生徒数や地域の実情に合わせた車体規模となっておりますが、更新する際には、適正な車体規模や必要な車体の機能についても見直すことが考えられます。

2つには、運行委託のあり方です。現在は車体を本市が所有した上で、運行について車体の規模や地域の状況に合わせて異なる民間事業者に委託をしているところです。今後、車体を更新する際に、車体規模が変わったり、利用する児童数が変化したりすれば、それに合わせた、より適切な委託方法の検討が考えられます。

3つには、小・中学校を取り巻く状況の変化です。例えば、現在、高須小学校の登下校に利用している車体は、他の小・中学校の児童・生徒が校外学習や部活動に参加するときなどにも運行しています。そのための予算を確保し、増額もお願いしているところですが、これは校外学習等の充実に加え、水泳の授業で市民プールを活用する学校の児童・生徒の移動という理由もあります。今後もこうした利用場面が必要になる可能性について検討する必要があります。

また、小学校適正規模検討委員会の今後の議論では、調査・研究の対象としてスクールバスの運行や経費等も取り上げることとしており、学校の適正規模や、それに基づく適正配置についての議論の動向も見きわめる必要があります。

いずれにしても、スクールバスの運行にかかわる見直しは、利用している児童・生徒や保護者の御理解も十分に得る必要があります。さまざまな要因を十分に配慮しながら検討を進めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、二ノ宮一貴議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問はございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 市長、教育長、答弁ありがとうございます。

まず、情報発信の充実についてのほうから再質問をさせていただきたいと思いますが、市長の答弁の中に来年度ホームページのリニューアルをされるということがありました。その

中で「本市の顔としてのホームページ」という表現をされたかと思いますが、参考までに、現在のホームページ、アクセス数は、ここ数年どのような推移をたどっているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 総務課長 近藤康成君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（近藤康成君） 先ほどのホームページのアクセス数につきまして御答弁をさせていただきます。

アクセス数につきましては、現在のホームページ、リニューアルをさせていただいた当時が160万アクセス数でございます。現在が約2倍の320万アクセスということで、約5年で約2倍に上がっております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

現在のホームページでも運用当初から倍ぐらいのアクセス数になっておるといことなんです、その中で来年度リニューアルをされるということですので、そのリニューアルについて3点ほどお聞きしたいと思います。

まず1つは、来年度予算、つまり当初予算ですが、上げられている額も含めまして、今までにこのホームページのリニューアルにかかった予算はお幾らですか。

2点目、更新するために調査・研究をされていると思いますが、その内容を教えていただきたいと思います。

また、当然そのリニューアルされるに当たって重視する点があると思いますけれども、その点も教えていただきたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 総務課長 近藤康成君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（近藤康成君） それでは、議員から御質問いただきました更新に係る費用、あと調査・研究の内容、あとホームページとして重視した点ということにつきまして御答弁させていただきます。

まず、御質問の回答をさせていただく前に、来年度ホームページをリニューアルすることになりました経緯について、まず簡単に御説明をさせていただきます。

まず、1番の理由といたしまして、現システムが丸7年となりまして、システムメーカーのサポートが終了することになりました。

また、次に平成28年に障害者差別解消法が施行されまして、ウェブアクセシビリティを配慮したものとする必要があるということ。

また、本市におきまして、人口減少に歯どめをかけるべく移住定住を推進しており、地域間の競争に勝ち残るために市の顔でありますホームページが重要であるというふうに位置づ

けをさせていただいたことから、全ての利用者に必要な情報を探しやすく、利用しやすいホームページを再構築するものであります。

それでは、1点目の更新に係る費用につきましてお答えをさせていただきます。

まず、ホームページの更新に係る費用といたしましては、平成29年度から平成31年度までの3年間で約1,800万円ほどかかっております。内訳といたしましては、平成30年のホームページ再構築業務委託料ということで913万円ほどの予算を計上させていただいております。平成29年度から平成30年度までの2カ年で、ホームページの再構築業務といたしまして899万3,403円で契約を締結させていただきました。

次の2点目の御質問の調査・研究内容につきましては、ホームページの構築の準備作業といたしまして、まず現状の把握、あとリニューアル更新の計画の作成、情報分類の見直し、あとウェブアクセシビリティのガイドラインの策定業務、調達仕様書の作成のほか、課長、ホームページ担当者の78名を対象といたしました研修を実施させていただきました。

以上の取り組みを、多くの地方自治体でホームページの改善支援の実績があります企業の支援を受けまして実施いたしました。その中で特に力を入れたのがウェブアクセシビリティ、J I S規格に合ったものということでございます。障がいのある方や高齢者の方などが利用しやすいように、総務省が策定しました「みんなの公共サイト運用ガイドライン」のもと、J I S規格に適合したホームページになるべく準備を進めております。

また、現行のホームページにつきましても、現在のシステムで対応できる範囲内で対応済みとなっております。

3点目の重視する点でございますけれども、ホームページにおける品質の考え方といたしまして、ユーザビリティ、アクセシビリティ、コンテンツの3点が重要であることを認識しております。

1つ目のユーザビリティにつきましては、簡単に情報が探せるということでございます。例えば、移住計画、子育て、環境などの新しい特設サイトをトップページに配置すること、また検索窓を大きくわかりやすい場所に配置、そこから直接検索をしていただけることを考えております。

2つ目のアクセシビリティに関しましては、誰もが利用できること。先ほど述べましたように、J I S規格に準拠して、障がいのある方や高齢者の方などにも利用しやすいページとしていく予定をしております。

3つ目のコンテンツにつきましては、最新の情報であること、必要な情報であること、文章がわかりやすいこと、この点につきましては、写真や動画をふんだんに活用いたしまして、特にトップページには、海津の水、緑、豊かな自然あふれる様子が視覚的に伝わる方法を取り入れるデザインに一新する予定でおります。

また、大規模災害のときには、トップページ全体を災害用に切りかえる仕組みも導入する予定をしております。

今後、情報発信する職員に対しましても研修等を実施して人材育成を行っていきまるとともに、必要な情報を探しやすい、利用しやすい、海津市の顔となるホームページに努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 答弁ありがとうございました。

少し詳しく聞かせていただいたのは、市長の施政方針の中にもこのリニューアルに対しての意気込みというものがありましたので、この実情、そしてリニューアルする目的ですね。予算といたしましては1,800万円ほどかかるということですが、その意味がどこにあるのかということを知っていただきたいという思いで再質問させていただきました。

また、答弁の中で重視する点、ユーザビリティ、ウェブアクセシビリティ、コンテンツということがありましたけれども、そもそもどの方も利用しやすいホームページということを考えますと、なかなか片仮名ばかりの説明も多く市民の皆様には伝わり切れないところもありますので、ぜひ運用が始まる際には丁寧な説明をしていただきまして、どの方も自分の求める情報が探しやすいような、そんなホームページにリニューアルできたらいいと思います。

じゃあ、次に情報発信ツールの管理について再質問させていただきたいのですが、その前にInstagramの現状について、ちょっと3月17日に調べました。「どうでしょう海津市」ということで、海津の公式アカウントのInstagramがあるわけなんですけど、フォロワーが今204人、投稿が86件、その投稿の中に市長のお写真が含まれているものが10枚ほどあったわけなんですけど、市長にお尋ねしたいんですけども、そもそも1年前の定例会のときで御自身から発信するのはちょっと気が引けるというような御答弁がありましたけれども、こうした担当課が市長のそういった公務の様子なり、市民との触れ合いに関して投稿されることに対して抵抗感はお持ちでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 抵抗感はないんですけど、実はここ3月15日には月見の日本名月サミットをしました。その後に、安心・安全まちづくり委員会というのをやりました。結構全国的なイベントをこしはやっておりますので、積極的にInstagramで配信していきたいと、このように思います。

[2番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） ありがとうございます。

市長のほうから積極的に発信していきたいというふうにお墨つきがありましたので、各担当課の方、市長が出られる公務というのは海津市のイベント等、多うございます。また、PRするには絶好の場と思いますので、今、各課でおのおのに発信されていると思いますので、ぜひ積極的に発信していただきたいと思います。

それで、そのインスタグラムとフェイスブックの運用の仕方、今、御答弁の中にもありましたが、各担当課、別々で管理しておりますけれども、例えばインスタグラムのよさは視覚的に伝えることができるという御答弁がありました。その中で、市の配信メール、「すぐメール」と言われると思いますが、例えば献血についてのメールや認知症カフェについての配信メールが登録している分野によっては配信される方が見えると思うんですが、その中で、やっぱり文章だけだと、その雰囲気とかが伝わりません。また、献血などに関しては、より多くの方にお越しいただけると、やっぱりそれも効果もあると思いますので、その抵抗感を下げるために、その献血などの雰囲気をわかるように写真等も活用いたしまして、インスタグラム、フェイスブック等を使っていただければいいのかなと思います。これは提案なんですけど、今後検討していただけたらどうかと思います。

また、今、別々に管理している中で各部署がリアルタイムで発信できるように、それから効果的に発信できるようにということでしたが、ただ、今部署の中にはなかなか、その部署の中にこうしたソーシャルメディアにちょっとまだ、たけていなくてもできると思うんですが、なかなか発信まで行けていないところもありますので、例えばそうした部署では、イベントの情報とか写真、文章でもらって、例えば今管理されている企画財政課で代行して発信するというような、そんな方法はとれないのか、お答えいただけますか。

○議長（赤尾俊春君） 企画財政課長 近藤三喜夫君。

○総務部企画財政課長（近藤三喜夫君） インスタグラム等の発信課は一応決めてございまして、今のところ、インスタグラムはスマホからしか投稿できないということで、その関係ですぐに投稿できるというメリットもあるんですけども、今のところ、投稿課といたしましては、企画財政課、秘書広報課、商工観光課、スポーツ課、農林振興課、社会教育課のほうで、こちらのほうで主催されるイベントにつきましては、その課のほうで直接職員が投稿しているというような状況であります。

なれていないような職員がございましたら、企画財政課のほうでできないかということでございますが、できればリアルタイムで投稿していただきたいので、その課の職員がスキルアップをして投稿していただけるのが一番いいのかなとは思いますが、どうしてもできないという場合であれば、企画財政課の職員のほうがかわって投稿することも可能であります。

〔2番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 市長の答弁にもありましたが、これから管理の集約や職員の配置等を含めましてソーシャルメディアの有効な活用の人材の育成、それから統一的に情報発信できるようなノウハウの構築ということがありましたので、またその辺も検討しながら、ぜひ海津市の魅力を伝えていければと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、スクールバス運行について移りたいと思います。

高須小のバスについて空調設備に不備があるということで修繕を予定している、修繕方法、その範囲等について検討されているということでしたので、またこれは夏場に暑くなりますと、やっぱり子どもたちの体調面も大変気になりますので、ぜひ予算厳しい中かもしれませんが、対応のほうをよろしく願いいたします。

バスの更新について1つお聞きしたいんですが、最も古い車体は平成7年登録車、高須小学校の登下校に使われているバスということなんですが、現在のバスの更新に関して、登録から何年とか、走行距離が何キロとか、そういった基準はありますか。

○議長（赤尾俊春君） 教育委員会学校教育課長兼教育研究所長 日比光治君。

○教育委員会事務局学校教育課長兼教育研究所長（日比光治君） お答えいたします。

更新の時期に関しまして、距離、あるいは年度等での規則は定めてはございません。現状を見ながら更新を考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 二ノ宮一貴君。

○2番（二ノ宮一貴君） 基準はないということですので、現状を見て修理箇所もふえてくることが予想されるということは、もう御認識されているということですので、そのような定期点検等の状況も見まして、一番危惧されるのは、修理できずにその日から使用できないということが発生することが一番子どもたち、それからそれを使って校外学習をする場合に影響が多くなりますので、それだけは避けていただけるように、どうか御検討をよろしく願いいたします。

それから、今後のそのバスの更新も含めた検討の中で、小・中学校を取り巻く状況の変化とか、その変化の中には小学校の適正規模検討委員会での今後の議論の動向も見きわめるといような答弁もございましたが、私も先日の全協で配られました小学校の適正規模に関するアンケート結果報告書を読ませていただきました。保護者のアンケートに答えていただいた方が自由筆記されていましたが、その小学校の登下校に関しての御意見もたくさんありました。当然ですが、統廃合が進むということは、小学校の数が減れば登下校に時間がかかる児童・生徒もふえると思います。そうした場合に、やはり1年生、2年生、なかなかその長い距離を自転車で行ったり、それから徒歩で登下校することは厳しいときもあると思

いますので、検討していく中で、このような委員会での議論、それから今後の海津市の計画等も踏まえまして、その中の一つとして登下校におけるスクールバスの運行、それから校外学習、それから中学校でいいますと部活動ですね、そういったことも総合的に考えていただけたらと思います。

一つに思いますのは、やはり登下校だけの使用用途ですと有効活用という面では多少懸念されますので、できたら、やはり部活動等も含めました校外学習での使用がそこに含まれれば、よりそのバスの有効活用につながると思いますので、そういったことも検討していただけたらと思います。

最後に、スクールバスの運行につきまして、答弁にもありました、利用している児童・生徒や保護者の理解を得る必要がある、これは一番大事なことだと思います。私の小学校ではスクールバスを運行していただいて、大変助かっているということも思っておりますので、やはりそういった地域の実情を検討していただきまして、これからの計画に反映していただければと思います。

ちょっと時間もなくなりましたので走りましたけれども、これからも海津市が子育て支援、それから情報発信、双方において魅力が発信できるようにお願いしたいと思ひまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで二ノ宮一貴君の一般質問を終わります。

休憩をいたします。10時30分まで休憩をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

（午前10時12分）

○議長（赤尾俊春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時29分）

◇ 橋本武夫君

○議長（赤尾俊春君） 7番 橋本武夫君の質問を許可いたします。

橋本武夫君。

〔7番 橋本武夫君 質問席へ〕

○7番（橋本武夫君） では、議長に許可をいただきましたので、私のほうから2点、関係人口について、それと自治基本条例について質問をさせていただきます。

まず最初に、関係人口について伺います。

関係人口に法令上の明確な定義はありませんが、一般的に地域外の人材で観光に来た短期的・一時的な交流人口でもなく、移住した長期的な定住人口でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる人、つまり観光以上定住未満の幅広い層の人たちで、地域に関心、興味はあ

るが、その幅や関与の度合いにはかなりの開きがあるものの、さまざまな形で応援してくれる仲間とされています。

具体的には、1. 地域にルーツや縁がある者（その地域で生まれ育った人、親や祖父母が出身者など）、2. 地域と何らかのかかわりがある者（その地域で過去に通勤・通学・居住・滞在などの経験がある人、ふるさと納税を行ったことがある人など）、3. その地域と自分の居住地、あるいは他の地域を行き来する者（俗に風の人と呼ばれる人）などが関係人口のカテゴリーに当てはまります。

人口減少と超高齢化が本格化する中で、地方自治体間での従来の移住定住施策と並行して関係人口を人の奪い合いではなく、人のシェアとの観点から創出・拡充し、地域の活性化と存続を図る動きが広がっています。

国も関係人口を創出・拡充する取り組みを本格化しています。総務省は、2018年度から関係人口創出事業（モデル事業）を始めており、自治体を実施する人々が関係人口として地域と継続的なつながりを持つ機会、きっかけを提供する取り組みを支援することを目的に、計30団体の取り組みをモデル事業として採択しています。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）の中でも、「人口減少、少子高齢化が進む中、地域課題の解決に資する地域外の者を創出していくことは、今後ますます重要であり、地域と多様にかかわる者である「関係人口」を創出し、地域外の者からの交流の入り口をふやすことが必要である」と明記されています。

地方行財政調査会が実施した2017年12月時点の調査によれば、「総合計画等において関係人口の記載あり」と回答した自治体は計155団体、「関係人口に関する取り組みについて実施している」と回答した自治体は、計409団体に上っています。

本市においても関係人口の創出・拡充に早急に取り組む必要があると思慮しますが、市長の考えはいかがでしょうか。

2点目、自治基本条例について。

市長は、施政方針の中で自治基本条例の制定に向けて取り組んでいくことを表明されました。自治基本条例は、住民自治に基づいた住民主体の自治運営のための理念や原則、そしてそれを実現していくための仕組みや制度について定める条例のことで、自治体の憲法、まちづくりのための基本ルールとも呼ばれるもので、本市においては、まちづくり委員会自治基本条例策定分科会が平成23年に第1回が開催されて以降、検討されてきたものと認識をしております。

平成26年に骨子案に対するパブリックコメントを実施されて以降、随分と時間が経過していますので、まずこの間の経過の説明を求めます。

次に、海津市自治基本条例庁内検討委員会の自治基本条例案について、この案をまとめら

れた考え方と経緯の説明を求めます。

今後、自治基本条例の議論を進めていく場合、スタート地点はどこになるのでしょうか。

また、今後のスケジュールについて具体的な予定があればお聞かせください。以上です。

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 橋本武夫議員の1点目の関係人口についての御質問にお答えします。

関係人口という言葉は、定住人口、交流人口に続く第3の人口という位置づけで近年広まりつつあります。

関係人口とは、議員仰せのとおり、地域にかかわってくれる人口を指し、既に移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる者とされており、自分のお気に入りの地域に週末ごとに通ってくれる人たちや、頻繁に通わなくても何らかの形でその地域を応援していただけるような人たちであります。また、関係とは関心という意識と関与という行動の両者に及ぶものであり、地方部に関心を持ち、関与する都市部に住む人々も指します。

関係人口をつくる例として、空き家のリノベーションを楽しみながら地域の人と一緒に進める若者建築集団の活動であるとか、果樹等のオーナーになり、収穫体験や地元農家からの栽培指導を受けるなどの活動、イベントの開催やワークショップなどを市外の方と取り組む活動、移住を検討する材料として地域のことを深く知るためのお試し住宅の実施など、さまざまな方法があります。また、市の事業、取り組みに関心を持ってふるさと納税をされた方も関係人口と捉えることができます。

こういった観点から、総務省はモデル事業として関係人口創出事業を開始し、全国の30団体が採択されております。この事業は、地域と継続的なつながりを持つ機会、きっかけを提供する取り組みを支援するものですが、主にターゲットとする方の属性により3つのパターンに分けています。

パターン1. その地域にルーツがある者等を対象に関係人口を募る仕組みを設け、地域と継続的なつながりを持つ機会を提供する取り組み、パターン2. ふるさと納税の寄附者に対して地域と継続的なつながりを持つ機会を提供する取り組み、パターン3. スキルや知見を有する都市部の人材等が地域において地方公共団体と協働して実践活動等に取り組むことなどにより、都市部で暮らしながら地域課題の解決等に継続的にかかわるきっかけを提供する取り組みとしており、事例としてホームページで紹介されております。

岐阜県では、郡上市がパターン1の取り組みとして採択されており、郡上市の地方創生事業である郡上藩江戸蔵屋敷事業及び郡上カンパニー事業の中に位置づけられている共創ワー

クショッパの参加者に継続的にかかわってもらうため、現地エクスカーション及び情報収集活動、参加者のコミュニティづくり、関係人口管理システムの構築といった事業を展開し、取り組み体制として、郡上市のほか、一般社団法人郡上・ふるさと定住機構、東京デザインチーム、株式会社電通デジタル等がかかわっています。

本市の取り組みといたしましては、県外から多くの釣り人が訪れる大江川において、釣り場の環境保全を目的として毎年清掃活動が開催され、多くの釣り人の皆様が参加されています。この清掃活動を主催する団体から、海津市漁業協同組合に釣り場の環境改善に役立ててほしいと毎年多額の寄附をいただいております、そんな御縁で今年度のふるさと納税の返礼品として、釣り具の有名メーカーとタイアップした本市オリジナルの返礼品を御提供いただき、この取り組みに共感された皆様から本市にふるさと納税をいただいております。

また、愛知県立大学や岐阜経済大学の外国人留学生を対象に市内観光施設等を見学していただいたり、ミカンの収穫や茶道の体験をしていただいたりした「海津市周遊ツアー」を開催し、留学生の皆さんにその内容をSNSを通じて配信していただきました。

現在行っている以外にも関係人口に関する取り組みはさまざまなものが考えられますので、今後は、各部署が国のモデル事業なども参考にしながら、継続的なつながり、取り組みを充実するとともに、かかわり価値を醸成するための人材を育成し、関係人口の創出・拡充、そして移住定住人口の増加にも結びつけていけるよう調査・研究をまいります。

2点目の自治基本条例についての御質問にお答えします。

1つ目の平成26年に骨子案に対するパブリックコメントを実施されて以降、随分と時間が経過していますので、まずこの間の経過説明を、2つ目の海津市自治基本条例庁内検討委員会の自治基本条例案について、この案をまとめられた考え方と経緯についての説明につきましては、関連がありますので一括してお答えします。

海津市自治基本条例につきましては、平成21年1月30日にまちづくり委員会、自治基本条例検討分科会より、市民主体によるプロジェクトチームで5年以内に海津市自治基本条例の素案を作成し、施行開始を目指すとの検討結果報告を受けたことから、平成23年8月からまちづくり委員会、自治基本条例策定分科会で検討がなされ、平成27年3月に海津市自治基本条例の制定の提案と海津市自治基本条例の素案の提出を受けました。

この提案書にある海津市自治基本条例（素案）には、本市が実現する自治の基本について明記され、市民の権利や市の責務を明らかにし、市民が主体となり、市と協働して市政を運営していくものとされております。

その後、本市では、提案書を受けて海津市自治基本条例を検討するための庁内機関として海津市自治基本条例庁内検討委員会を平成28年3月1日に設置し、これまでに6回の協議を重ねてまいりました。

また、平成29年第2回定例会に伊藤議員から自治基本条例に関する御質問もいただいた中で、この条例素案の中核とも言うべき市民自治協議会について、市内全地区に組織されている地区社協とのかかわり方等、検討を続けていく旨、答弁申し上げたところであります。

本市では、先ほど申し上げた庁内検討委員会で多くの時間を費やして協議してまいりました。

協議の過程で、条文に明記してある市民自治協議会の役割や構成員が既存組織の地区社協とほとんど同一となるため、市民の皆様を受け入れてもらえるか等、多くの委員から必要性に異論が唱えられ、結論に至らない状況が続いたことから、平成30年2月から3月にかけて自治連合会理事及び地区社協関係者からヒアリング調査を実施した結果、市民自治協議会の必要性に否定的な意見が多かったことから、現時点での市民自治協議会の必要性は低いものであると、庁内検討委員会での結論に至りましたので、提案された「市民自治協議会」に関する条文を削除、新たに「地域コミュニティへの関わり」に関する条文を追加し、条例を制定する方向で進めることにいたしました。

そのことを、昨年12月に市自治連合理事会、本年1月に議会全員協議会、市社協が主催します地区社協連絡会、さらには当時の自治基本条例策定分科会の委員の皆様に対し御説明させていただきました。

これらの経緯を市民の皆様、関係各位に情報発信することなく現在に至りましたことについては、改めて深くおわびを申し上げます。

3つ目の今後自治基本条例の議論を進めていく場合、スタート地点はどこになるのでしょうか、また今後のスケジュールについて具体的な予定につきましては、さきに申し上げましたとおり、本市としての考え方及び条例案を関係各位に提示し、御説明していますので、本市条例案をもとに進めてまいりたいと考えております。

本年中に再度パブリックコメントを行い、寄せられるさまざまな御意見を踏まえ、条例案を決定し、議会での議論を経て条例を制定していきたいと考えておりますので、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

以上、橋本武夫議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） ちょっと質問の順番とは違いますが、先に自治基本条例についての再質問をさせていただきます。

今、市長のほうから説明がありましたけれども、非常に時系列に沿って説明をしていただきました。

平成26年に、まず骨子案が出ておりますね。その時点で平成26年の第1回定例会で、私、一般質問をさせていただきました。そのときに市長の答弁の中で、平成26年第1回の時点での答弁です。市長は、来年度中にはまちづくり委員会から市長へ自治基本条例制定に関する提案書が届けられることを期待している。で、御提案いただいた後、市においてこの条例について精査し、市民の皆様にご説明しつつ、意見交換会などを開催したいと考えているという答弁をいただきました。この市長の答弁のとおり、平成27年3月19日に自治基本条例の制定の提案と海津市自治基本条例の素案が提出されております。実際そのとおりになったわけですけれども、このとき御答弁いただいた市においてこの条例について精査するというのが、恐らく市長も言われたとおり、庁内の検討委員会なのかなというふうに理解いたしておりますが、これの要綱を定められたのが平成28年3月1日、さかのぼって考えると、その素案が提出されたのが平成27年3月19日、ほぼ1年ぐらいの間、何をしておられたのかなというふうに思います。まず、この点についてお答えを願います。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 1年余り何をしていたのかということですが、提案につきましては平成27年3月に頂戴しておるわけですが、それからまだ審査をやっておったところでございます。

そして、平成27年7月に議会全員協議会で、また市としての素案を御説明申し上げたところでございます。その中で、私どもの市の職員側といいますか、庁内での議論といいますか、その中で議論が、課長補佐以上を対象に、この自治基本条例についての研修会が持たれておるところでございます。この時期は、御承知のとおり、平成26年に組織再編がございまして、その中でまちづくり推進課から企画政策課になって、今現在の市民活動推進課にこの業務が移ってきたというような経緯がございまして、その間に、市制10周年記念事業が市民活動推進課の業務でございました。大変言いわけじみた答弁で大変恐縮でございますが、その当時の、今もそうですが、この課の中で行事や自治会、そして公共交通等々、6名のスタッフで行っていたというわけですが、全くほっておいたというわけではないんですが、ついついこの条例についての審議、また進め方がおくれてしまったということは申しわけなかったというふうに思います。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[7番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） 今のところをもう少しお聞きします。

市の行政評価によりますと、平成25年の行政評価ですから平成24年度分ですね。このときの担当は、さっき部長のおっしゃられたとおり企画部で企画政策課まちづくり係ということ

で、そのとき行政評価で書かれた課題は、骨子案は作成したが市民への周知をしていないため、今後、周知を行い、広く意見を広めていくことが必要であると、極めて妥当な課題の仕方であるというふうには思っております。

それで、平成26年の行政評価、平成25年度分の評価になるわけですがけれども、市民活動推進課では、課題を法律専門家がいなかったため法的な検討ができていない。また、費用がないため、専門家を入れることができない。改善内容として、大学経由により法律専門家をアドバイザーとして参加させるというようなことがそのときの行政評価には書かれております。

それが平成26年に書かれたものが、平成27年、平成28年、平成29年と全く同じことが書かれている。4年間書かれているんですね。これはいかに業務が多忙とはいえ、全く進捗していないのかなというふうに読まざるを得ない行政評価の内容なんですけれども、これあたりはどうなのでしょう。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 申しわけありませんとしか申し上げられません。行政評価については平成20年度から導入をされておるわけですがけれども、そのときそのときの担当が、当然、所属長の責任においてやっているところでございますが、実際にできていなかったものをそのまま記入したというふうにはしか解釈できませんので、おわびを申し上げます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） 今、この4年間の同じ文章を評価された方は同じなんですけれども、その後、課長とか次長、部長がこれでいいよと言われたから、これは載っているんだろうと思うんですね。これは寺村部長ではないので寺村部長を責めるのもいかなものかと思うんですけれども、こうやって書類上は何も進んでいないように捉えざるを得ないところなんです。

ここまでのところでは、行政評価の報告書の中では、第2次総合計画の基本目標5、協働による自主的・自立的なまちづくりの施策評価表のナンバー5-1、市民参画、協働自治の推進という施策評価表にこの行政報告が載っておりました。

平成30年度、昨年暮れにいただいた行政評価、この中では、5-1を見たところ、なかったんですね。私、これはなくなったのかなと思ったら、載っているところが施策評価表の5-5、効率的な行財政運営の推進という項目にこの自治基本条例策定事業の評価が移動しているんですね。何でこの5-1から5-5に移ったんだろうかと、これよくわからないんですけれども、あくまでも自治基本条例策定事業というのは協働による自主的な市民参加、協働自治の推進というところの施策として評価されるべきなのじゃないかなと思うんです。

ども、どうですか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 総合計画の策定が第2次でちょっと変わりましたので、その辺の持っていく方で分野をそのように変えたものと思いますが、その辺、どちらが妥当であったかということはちょっと、そのように5-1で評価するべきものであったのか、その辺はちょっと検討する必要があるかと思います。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） よくわからないんですけども、どちらの施策表に載っているかはともかくとして評価はされているんですけども、ことしの5-5のほうに載っていたところは、自治基本条例庁内検討委員会を平成30年3月28日に開催したと。恐らくこれは28日に開催したというから、この年度では多分1回だったんでしょうね。さっき市長の答弁では、これまでに検討委員会は、6回行われたというふうに御答弁いただきました。平成29年第2回の定例会で伊藤誠議員が質問した際には、庁内検討委員会は3回開催されているというふうに答弁をされております。だから、それ以降の開催は3回ということによろしいんですかね。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） はい、そのとおりでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） それ以降で3回と、いかにも、さっき市長は多くの時間を費やしたというふうに言われましたけれども、確かに時間は費やしているんですけども、中身の検討の時間を費やしているのかなというのが甚だ疑問ではありますが、それは置いておいて、そのときの平成29年第2回の伊藤議員の質問の中には、答申を受けてから2年余りの間、まちづくり委員会、分科会の方との接触はということをお聞かせされたときに、接触はないというふうにお答えをされております。この伊藤議員の質問の後、さらにこういった条例の素案づくりにかかわられた方々との接触というものはあったのか、なかったのか。この間、行われたと言われました委員に対する説明会までの間はどうかだったのか、お尋ねをいたします。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 先ほど市長の答弁でも申し上げたところでございますが、本年1月31日に当時の自治基本条例策定分科会の委員の皆様にお集まりをいただいて、今回の自治基本条例の進め方について、今までのおわびも兼ねながら御説明を申し上げたところでございます。

[7 番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） ということは、それ以降、1月の説明が初めてだったということですね。いかにもその長い期間、ほったらかしにしておいたというか、接触も図らずに、いきなりこの庁内検討委員会で決められた基本条例案を示されて説明されたら、それは私がもしもその策定にかかわっている立場だとしたら、やっぱりちょっといかなものかなという感想を持たざるを得ないと思うんですね。特に回数かけて、20回以上の部会を開かれて、手間暇かけてつくられたものを長期間たなごらしにされたあげく、自分たちの出したものとは、言い方は悪いですが、似て非なるものといいますか、重要な一本の柱が抜けているようなものを説明されても、それは確かに納得がいかないと思うんですね。

特に自治基本条例という条例は、条例自体云々ではなく、それを制作する、つくっていく過程が非常に大事だということも再三執行部の方から説明をされております。本会議のこの質問に対してもそうやって答え方をされておりますし、上から押しつけるというような性格のものでもなかろうということを強調されております。そういったことを言っておられながら、やっていることがちょっと違わないかなあ。まず、市民の皆様にしかりと説明をし、納得をしていただいて、この自治基本条例が実のあるもの、中身のあるもの、実際に海津市のまちづくりに生かしていけるものをつくっていくというのがこの自治基本条例のあり方ではないのかなというふうに思いますが、それに対してはちょっと違う進み方をしてしまったのかなという感想を持たざるを得ませんが、そのあたりについてはいかがですか。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 確かに長い間、何の音沙汰もなく、いきなり自分たちが議論をされてこられた部分の骨格である市民自治協議会を削除したというような条例案を素案として改正をさせていただき説明を申し上げたことについては、大変私どもとしてもじくじたる思いであります。

ただ、先ほど市長が答弁の中でも申しましたとおり、昨年2月、3月にそれぞれ自治会の関係者の方、地区社協の関係者の方、それぞれこのことについてヒアリングをさせていただいたところでございます。実際、平成23年のまちづくり委員会がスタートした時点では、いわゆる地区社協、地域に対してのそういった小学校区での組織というのが存在しておりません。平成27年度に全ての小学校区に、地区社協がそれぞれ設立をされていきました。そして、その代表というのが、ほとんどが自治会の連合自治会長さんを含め、地域のそれぞれの役員の皆様方がその地域での役職になっておられる。その中でさまざまな活動をされて、展開をされているのが今日まで至っているところでございます。

こうした中で、地区社協と構成員が同じ、また役員さんも同じ、活動についても、当時、

地区社協は、いわゆる狭義の福祉、いわゆる高齢者だとか、障がい者だとか、見守りだとか、子どもだとかというような狭義の福祉の部分の活動をしていくというような考え方で設立をされている部分があるんですが、近年、広義の福祉というのは、やはり生活全般でございますので、防災であるとか、またまちづくりについてそれぞれ、移送サービスなんかもやっておられる地区社協もございます。そうしたまちづくり全般について課題を解決していくために、地域の皆さんがどんなことができるのかということ、もう既に地域の中で始まっているというような状況がございます。

こういった状況を踏まえて、私どもが新たな市民自治協議会、新たな組織をつくるということが本当に適切なのかどうか、これはいろんな部分で地域の皆さんが、ある意味できるところはできているんですが、できていないところ、同じ人ばかりに役が集中してしまって組織が疲弊してしまうというおそれもあると、こんな状況の中でできるところだけやっていくのかという部分でいきますと、行政の平等性という部分も配慮しながら、この部分については今後の検討課題として、まずは理念として条例をつくらせていただいて、まず市民協働という一つのスタートラインに立つための自治基本条例を制定させていただいて、その後に本当に地域自治という部分を必要とするのであれば、市民自治協議会、ここについての部分のところも文言として入れていながら、市全体で取り組んでいくというような方向性もあるのではないかとこのようなことでございます。

先般の二十何回も協議をいただいた皆様方、今、情報がすごく氾濫しておるといいますか、情報を得やすい状況でございます。日本全国で370余りの自治基本条例、まちづくり条例等々ができているところがございますが、平成23年や、その時期はある意味盛んな時期であった。今、7年、8年たってきて、それぞれの問題点も幾つか出てきていることを私どもも承知しております。そうした問題点を承知しておきながら、そういう形のものをつくるというのは得策ではないということを考えております。

そういうことも含めて、かといって条例だけすぐつくってしまうのがいいのかというわけではございません。ただ、条文だけの説明のために説明会をするというようなことは全くナンセンスな話だと思っておりますので、それぞれ地域の皆様、そしてまた職員そのものも、市民協働というのは我々行政や市民の皆さんとともにつくっていかなければいけないというようなまちづくりをしなきゃいけないわけでございますが、職員そのものも、じゃあ協働って一体何なのかというような部分もしっかり理解している人とそうでない人がやっぱりおりますので、そんな中で、どんなことがこのまちづくりを協働、市民協働ができるかということをしかりと私どもも研修、また心の中にとめながら今後進めていきたい、こんな思いでございますので、ちょっとその部分で、余り強引なやり方ではないんですが、できるだけ条例そのものの制定については速やかにさせていただきながら、そこをスタートラインにそれぞ

れの地域へ出向いて説明をさせていただければなというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ありますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） 寺村部長の今後の海津市のまちづくりのあり方として、市民との協働が絶対に不可欠であるという思いをしっかりと持っておられるのだろうというふうに感じはいたしました。

これは進め方の問題ということになってしまうのかもしれませんが、例えば地区社協があるからといって、今、部長が言われたように広義の福祉まで手を伸ばさざるを得ないですね。市民自治協議会があれば、そこで対応できることもないがために地区社協が肩がわりをしているというのが状況になると、何か自治会長さんたちが、俺らは地区社協の下かみみたいな感想を持たれる方も見えるんですよ。どっちが上とか下とかはないんですけども、その地域の方々が自分たちで地域の課題を解決していくための組織として、今、地区社協を活用するんだということなんだろうと思うんですが、将来的なその方向性等々を明らかにしながら、この庁内検討委員会が出された条例案から、さらにその後の展望、そういったものが、さきに部長がおっしゃられましたけれども、そういったものが明確にあるのであれば、それをしっかり説明していただいて住民の皆様にご理解をいただくという、そういう丁寧な説明、あくまでも押しつけではありませんということで、市民がみんな自発的に活動できるような、そういった気分させていただけるような丁寧な扱いをしていただきたいというふうに思っておりますので、もうあと5分しかありませんので、この題はここで一旦希望、お願いをして終わります。

次に、関係人口についての追加質問をいたします。

本当いえば、人口減少対策には移住していただいて定住していただくのが一番いいんだろうと思いますけれども、やっぱりこれはかなりハードルが高いものだとは思うんですね。当市においても定住奨励助成を行っておられますけれども、実際どれくらいの成果があったんでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 企画財政課長 近藤三喜夫君。

○総務部企画財政課長（近藤三喜夫君） 定住奨励金の交付事業の実績でございますが、平成28年度から行っておりますが、平成28年度につきましては13件、平成29年度につきましては15件、平成30年度につきましても15件の実績でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） ありがとうございます。

一定程度の移住はしていただいているということなんでしょうけれども、本市における社会減をカバーするまでには至っていないというところですよ。

また、きのうの伊藤議員の質問の中でもありました広域での定住イベントに参加されているということなんですけれども、そちらのほうの効果はあるんでしょうか。例えば、それまでの移住定住イベントはそのままやりながらも、それに移住定住を前提としないイベントというものもそれとは別に開催されて、一定程度成果を上げているというふうなことも聞いております。こういったイベント等についても考えていかれる考えはありませんか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 御提案いただいたようなことも検討して、移住定住も図っていききたいというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） じゃあ次に、さっきいろんな事業の中で市長もおっしゃられました、ふるさと納税をしていただいた方も重要な関係人口の一人であるということなんですけれども、ふるさと納税をしていただいた、例えば海津市の出身者の方というのはどれくらいの数なのか、あるいはどれくらいのパーセンテージがあるのか、わかりましたら教えてください。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） ふるさと納税をしていただいた方にアンケートをお願いしております、その中で出身地、性別、年代、それと動機、あと回数、何で知られましたかというようなアンケートをさせていただいておりますが、これは必須項目ではありませんので、正確な数字は把握しておりません。

〔7番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 橋本武夫君。

○7番（橋本武夫君） せっかくの納税者の気持ちですけれども、本来の、最初の発案者である福井県の西川知事の思いであれば、出身者の方にふるさとのことを思って寄附していただくというのが本来のあり方かなと思います。そういった方々をしっかりと組織化して、海津市の関係人口としてしっかりと把握をして、一緒にまちづくりのお手伝いをいただくとかというふうな関係人口の把握、そして組織化、そういったものもしっかりとしていただきたいと思います。

例えば、飛騨市ではファンクラブ事業といって関係人口を、そのファンクラブの会員というふうに捉えておりますが、もう既に飛騨市の人口の1割以上がファンクラブの会員になっております。さまざまな特典があるということもあるんでしょうけれども、人口減少に悩む

中でも、そういった直接的な人口増にはならなくても、関係人口によってまちづくりにかかわっていただける人がしっかりと確保できて、海津市のまちづくりに貢献していただけると、そういったことをしっかりと捉えていただきたいというふうをお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで橋本武夫君の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○議長（赤尾俊春君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

次回は、3月22日午前9時に再開しますので、よろしくをお願いをいたします。御苦労さまでした。

（午前11時10分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成31年3月29日

議 長 赤 尾 俊 春

署 名 議 員 松 岡 唯 史

署 名 議 員 松 田 芳 明